

補助金調書

補助金名	「郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とした博物館による広報・普及」事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 文化振興課(TEL711-4969)
交 付 先	団体	郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とする博物館			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	令和7年2月27日～3月21日			
(公募の場合) 応募要件	営利活動を目的としないこと。補助対象者の役員が、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有すること。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進することを目的とする。 対象事業 郷土の学術及び美術工芸の調査・収集・公開を行うことを目的として登録博物館又は博物館相当施設により実施される、郷土の学術及び美術工芸への理解・関心を高める広報及び普及に関する事業、常設展示及び特別展示、目的を達成するために必要な事業					
補助金の終期	令和9	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はまだまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要である。 ② 郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とした博物館による広報・普及事業補助金は、市内の登録博物館又は博物館相当施設が開催する、郷土の学術及び美術工芸の調査・収集・公開を行うことを目的とした事業を対象として支給されるものである。市民に対して郷土の学術及び美術工芸を鑑賞する機会を提供するものとして効果が見込め、また対象事業は公募していることから、必要性・公平性は薄れていない。 ③ 今後も補助を行うことにより、郷土の学術及び美術工芸の調査・収集・公開が行われ、本市の文化芸術振興に効果が見込める。 ④ 金銭的援助以外の代替手段がない。 以上の理由から、補助金の終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ①印刷及び広報宣伝に係る経費 ②会場設営に係る経費 ③事業運営に係る経費 算定方法 事業費のうち補助対象経費に5分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で決定し交付				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	440 千円	440 千円	440 千円	426 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	公募及び審査の結果、公益財団法人亀陽文庫 能古博物館による「博物館のわかりやすさ、親しみやすさを深める事業(『のこ博物館だより』による広報事業)」が補助事業となった。 同団体は、補助事業として「のこ博物館だより」の発行等を行った。					
補助金交付 による効果	常設展や特別展の開催や、季刊誌・広報チラシなどの発行を通じた広報及び普及活動により、郷土の学術及び美術工芸への理解・関心を高め、福岡市の地域文化の振興に寄与する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。